

広報4月号に掲載されている情報は、3月14日時点の情報です。※宮代町の市外局番は 0480 です。
町公式LINE マークのある講座やイベントは町公式 LINE から申し込みが可能です。



数値で見る 令和7年度 当初予算(案)

総予算 **246億5,252万円** (+3.1%)

問 財政担当 34・1111内線216 2階11番

令和7年3月議会において提案した令和7年度当初予算(案)の概要をお知らせします。

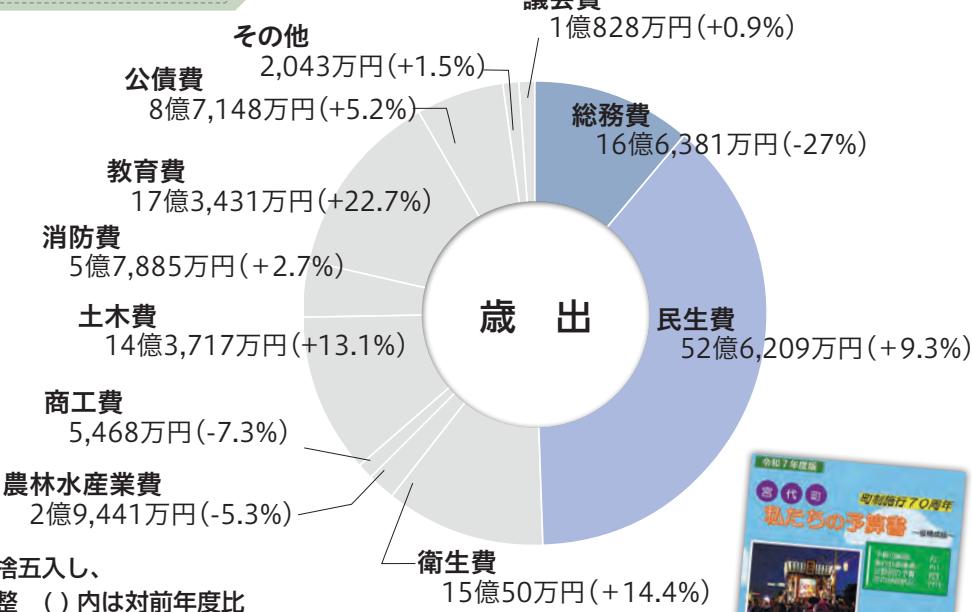
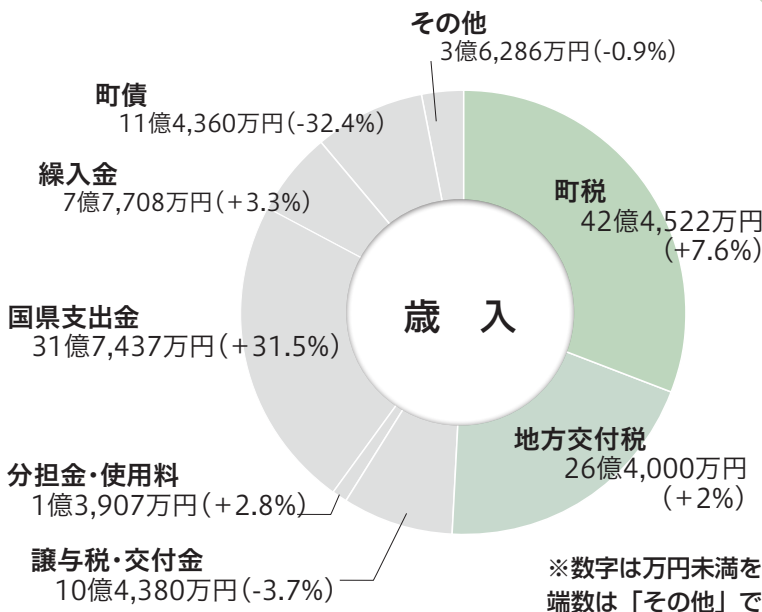
各会計当初予算規模

一般会計、特別会計、企業会計を合わせた令和7年度の予算総額は、246億5,252万円で、前年度との比較では金額で7億5,244万円、率にして3.1パーセントの増となっています。

	令和7年度	令和6年度	増減
一般会計	135.3億円	129.8億円	5.5億円
特別会計	74.7億円	74.3億円	0.4億円
国民健康保険	33.2億円	33.1億円	0.1億円
介護保険	34.3億円	34.0億円	0.3億円
後期高齢者医療	7.2億円	7.2億円	-
水道事業会計	19.9億円	18.4億円	1.5億円
下水道事業会計	16.6億円	16.5億円	0.1億円

一般会計の内訳

総額
135億2,600万円



※数字は万円未満を四捨五入し、
端数は「その他」で調整 () 内は対前年度比

町税、地方消費税交付金・交付税が増

基幹財源である町税については、個人町民税が定額減税の一部を残しての終了などから増額、固定資産税(都市計画税)も新築家屋等の増により増額し、全体では前年度よりも増額を見込んでいます。地方交付税、地方消費税交付金については前年度の交付額や、地方財政対策に基づいて増額を見込んでいます。臨時財政対策債については皆減となっています。

町民生活の安心安全と教育環境の改善、新たな行政需要に対応する経費・社会保障関連経費の増

町民生活の安心安全、行政手続きの利便性向上、教育環境の更なる向上など今日的な課題に対応するための予算としています。

なお、国をあげて進めている子育て関係や障がい福祉等の社会保障費は引き続き増額しており、賃金や物価の上昇など、通常の業務に係る経費も増大傾向にあります。

☎新年度の主要事業は特集記事(2p、3p)に掲載しています。

さらに詳しく▼
新年度予算の内容をわかりやすく説明した「わたしたちの予算書」をご覧ください。



4月1日
から

令和7年度 新たな組織の設置について

問 庶務職員担当 34・1111内線202

2階10番

地域支援課は進修館内に設置します
関連記事10p

町の課題に対して、より迅速に対応するため、町民生活課を「地域支援課」と「くらし安全課」、まちづくり建設課を「まちづくり建設課」と「未来のまち整備課」にそれぞれ分割し、機動力のある組織へ改編します。

✓地域支援課

地域住民の生活に合わせた地域の中でのつながりづくりを支援するとともに、コミュニティセンター進修館の管理運営を行います。

- ①地区、自治会に関する事項
- ②市民活動に関する事項
- ③市民参加に関する事項

✓くらし安全課

危機管理に特化した機動力のある組織を構築し、計画や訓練の見直し、人的応援の受入態勢の整備等を推進します。

- ①防災に関する事項
- ②消防に関する事項
- ③防犯・交通安全に関する事項

✓未来のまち整備課

土地利用を推進し、企業誘致を推進するとともに、都市計画分野の諸課題に対応するため、新たに未来のまち整備課を設置します。

- ①都市計画に関する事項
- ②建築開発行政に関する事項
- ③土地利用推進に関する事項



町税等の納付方法



〈記事ID 24302〉

■口座振替

- ・納期限に指定口座から引き落としとなります。
- ・申し込みは、引き落としをしたい金融機関に口座振替依頼書を提出してください。(預貯金通帳・通帳届出印・納付書を持参)
- ※取扱金融機関などは、町ホームページまたは口座振替依頼書の裏面をご確認ください

■窓口納付

- ・コンビニエンスストア、役場会計室、各金融機関の窓口で納付できます。詳しくは、納付書裏面をご確認ください。
- ・コンビニエンスストアで納付できるのは納期限までです。

■地方税統一QRコード(eL-QR)

- ・地方税統一QRコード(eL-QR)が印字されている納付書は、全国のeL-QR対応金融機関及び各種スマホアプリで納付できます。



〈地方税共同機構〉

詳しくは、地方税共同機構のホームページをご確認ください

問 34・1111 徴収担当／内線238 介護保険担当／内線385
国保・後期担当／内線315-317(国保)・314(後期)

令和7年度 町税等納期一覧

納期限	町県民税 森林環境税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
4月30日						1期
6月2日		1期	全期			
6月30日	1期					2期
7月31日		2期		1期	1期	
9月1日	2期			2期	2期	3期
9月30日				3期	3期	
10月31日	3期			4期	4期	4期
12月1日				5期	5期	
12月25日		3期		6期	6期	5期
令和8年						
2月2日	4期			7期	7期	
3月2日		4期		8期	8期	6期
3月31日				9期		

税金等は納期限内に納めましょう

国民年金のお知らせ



問 年金担当34・1111内線318
春日部年金事務所048・737・7112

1階
5番

〈記事ID 5034〉

令和7年度国民年金保険料

令和7年4月からの国民年金保険料額は、月額17,510円です。付加保険料は従来どおり、月額400円です。

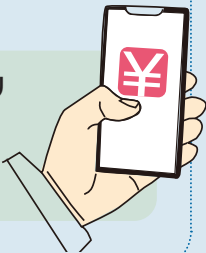
前納(現金払)がお得です

前納する期間		毎月納付した場合	前納額	割引額	納付期限
2年分		425,160円	409,490円	15,670円	4月30日
1年分		210,120円	206,390円	3,730円	4月30日
半年分	上期 (4～9月分)	105,060円	104,210円	850円	4月30日
	下期 (10～翌年3月分)	105,060円	104,210円	850円	10月31日
毎月払い		17,510円	—	0円	翌月末日

※2年分の前納納付書は専用納付書が必要。年金事務所へご連絡ください。
※付加保険料の前納も割引対象になります。

国民年金保険料の支払いが
電子決済なら便利です

電子決済対象アプリ
auPAY、d払い、
PayB、PayPay
LINE Pay、楽天ペイ



店舗・住宅リフォーム補助金

申問 商工観光担当 34・1111 内線 264

2階
14番



〈記事ID 21224〉

町内商工業の振興を図るため、町内商工業者による町内の店舗または住宅の改修を行う方に対し、補助金を交付します。

共通要件

- ・町内の店舗または住宅
- ・補助対象者が町税を滞納していないこと
- ・改修工事に着手していないこと
- ・補助率、補助額は対象経費の5%、上限10万円

店舗の場合

- ・補助対象者が所有し経営している店舗
- ・補助対象者が所有し貸出している店舗
- ・補助対象者が賃借して経営し、所有者の承諾がある店舗

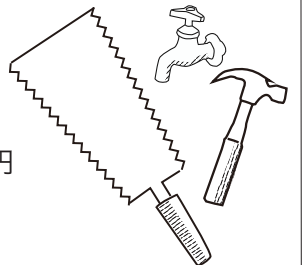
住宅の場合

- ・補助対象者が所有し自らが居住する、または事業完了までに居住する予定の住宅
- ・補助対象者が賃借して居住し、所有者の承諾がある住宅

主な要件

- ・町内商工業者が施工する工事
- ・屋根、外壁、居室等の改修(空き店舗の場合は店舗の出店を可能にするための工事)
- ・建築基準法に定める建築確認を要しない軽易な工事
- ・補助対象工事費が20万円以上(税抜)
- ・1物件1回限り(所有者が変わった場合は申請可能)
- ・申請年度の3月31日までに工事を完了し、実績報告書を提出すること

※交付決定額が予算総額に達した時点で終了になります
※工事着工前に申請してください



みんなが地域の特派員 動画

最新情報をお知らせします

問 秘書広報担当
34・1111内線207

2階
9番



〈記事ID 22977〉



チャンネル登録をお願いします!



ホワイトタイガーの赤ちゃん4～5,7
▶山本豊 特派員



ホワイトタイガーに特別住民票
▶山本豊 特派員



谷本道哉先生の講演会
▶根岸重之 特派員



みやしろ おひな祭り
▶野村啓二 特派員



みやしろ おひな祭り
▶小島秀男 特派員



ご利用ください



就学援助制度

〈記事ID 24155〉

2階
17番

宮代町内の小・中学校に在籍し、経済的な理由により就学費用の負担が困難な児童生徒の保護者（親権者の方）に学用品費、学校給食費などの援助をする「就学援助制度」を実施しています。

援助対象者（親権者の方）

①現在生活保護を受けている方

②当該年度において次のア～キのいずれかの措置を受けた方

ア 市町村民税非課税
イ 市町村民税減免
ウ 個人事業税（県税）減免
エ 固定資産税減免
オ 国民年金保険料減免
カ 国民健康保険税減免又は徴収猶予
キ 児童扶養手当支給

①及び②に該当しないが、学校の学習に必要な費用の負担が特に困難な方で町が援助を必要とすると認定された方（ただし、世帯の年間合計所得額が生活保護基準で試算した額の1.3倍以下であること。）

申請手続等

受付期間
4月10日（木）～令和8年2月27日（金）
平日8時30分～17時15分

場所 学校教育担当

手続

- ・申請は、保護者（親権者）が行ってください（郵送及び児童生徒をとおしての申請は、お取り扱いできません）。
- ・給与の年末調整及び町民税・県民税の申告又は所得税の確定申告をしてから申請してください。

※令和6年度に就学援助の認定を受けた方も申請手続きが必要です。

町民と議員との議会懇談会

申問 議会事務局 34・1111内線303

町民の皆さんと意見交換をする場です。2グループに分かれて議員とフリートーク。地元をより良くするお話をしませんか？

日時 5月10日（土）10時～12時
場所 図書館ホール
定員 30名（当日先着順）
その他 一時保育あり
※4月21日（月）までに申込



市民参加委員を募集します



■市民参加推進・評価委員会

市民と町が共に将来を語り合い、市民の思いをまちづくりに反映させる市民参加制度。市民参加推進・評価委員会では、より効果的に市民参加を推進するため、市民参加の方法や実施結果などについて検討や意見交換を行います。

任期▶任命を受けた日から2年間 公募期間▶4月1日（火）～5月15日（木）17時まで 人数▶5名 応募資格▶町内在住、在勤、在学の18歳以上の方 応募方法【所定の様式を提出】▶郵便・持参 地域支援課 地域振興担当 〒345-0822宮代町笠原1-1-1 ファックス47・0426 メールshimin@town.miyashiro.saitama.jp 説明会▶希望者のみ個別説明（お子様と一緒に参加可）5月2日（金）までに担当へ 選考方法▶書類により選考。決定しない場合は、男女比率、年齢構成、審議会等への参加経験・兼任数により選考。 会議▶年2回程度 申問▶地域振興担当 33・3846

地区計画の変更の原案の縦覧・意見書の提出について（宮代台地区）

問 都市計画・土地利用推進担当 34・1111内線 342、343 2階
13番

宮代台地区の都市計画（地区計画）の変更にあたり、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、以下のとおり地区計画原案の縦覧を実施するとともに、意見書の受付を下記のとおり行います。

原案の概要

幸手都市計画道路3・5・61国納橋通り線の副道幅員の見直しに伴い、埼玉県が幸手都市計画道路の変更を行うため、計画道路の区域と重なる宮代台地区・地区計画の区域を一部変更するものです。

縦覧期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月17日（木）まで
※土・日・祝日を除く

縦覧場所

未来のまち整備課の窓口、またはホームページで地区計画変更原案を縦覧することができます。

意見書の提出について

地区計画原案について、意見書を提出することができます。
※提出された意見書に対する個別の回答は行いませんのでご了承ください。

提出者の資格

区域内の土地所有者または利害関係人

提出期限

4月25日（金）まで

提出場所

直接または郵送（必着）で未来のまち整備課へ提出

地区計画の原案▶



〈記事ID 24022〉

「えせ同和行為」を排除しましょう

4月は埼玉えせ同和行為対策強化月間

問 人権推進室 34・1111内線 210 2階
10番

本町を含む埼玉市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

■「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

■えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

■部落差別に関する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

戸籍制度マスコットキャラクター コセキツネ



第1回 なぜ戸籍にフリガナが必要なの

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

今後、本籍地の市区町村長から、順次戸籍に記載する予定の氏名のフリガナの通知が届きます。今回から、戸籍の基本となぜ戸籍にフリガナが必要なのかについて4回のシリーズで説明します。

Q 戸籍はなんのためにあるの？

A 戸籍は、簡単にいうと日本国民の親族的な身分関係を証明するものです。夫婦と独身の子を基本単位として編成され、人の出生から死亡までの身分上の重要な事項が書かれています。

Q 本籍と住所は同じ？

A 本籍は、戸籍上の所在場所で、本籍地とは、一般に本籍のある市町村のことです。引っ越しで住所を変えても本籍は変わりません。

Q 筆頭者ってなあに？

A 戸籍の一番初めに記載されている方です。原則として婚姻届の際に氏を改めなかった方が筆頭者になります。また、筆頭者は亡くなって除籍されても変わりません。

Q なぜ戸籍にフリガナが必要なの？

A (1) 行政のデジタル化の推進のため

行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されています。しかし、同じ漢字でもさまざまな字体がある等、特定の者の検索に時間がかかっていましたが、フリガナが戸籍に記載されることで、検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

A (2) 本人確認資料として

フリガナが戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにもフリガナが記載され、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

A (3) 各種規制の潜脱防止

金融機関等において氏名のフリガナが本人確認のために利用されている場合がありますが、複数のフリガナを使用して別人を装い、法の網をくぐり抜けようとするケースがありました。氏名のフリガナが戸籍上特定されることで、このような行為を防止することができます。

今後の掲載予定

- 第2回 フリガナ通知がきたらどうしたらいいの？
- 第3回 どうやってフリガナの届出をするの？
- 第4回 こんな時どうしたらいいの？ 疑問にお答えします

問 戸籍住民担当 34・1111内線 312

1階
4番

令和6年度 住民意識調査結果 概要

問 政策調整担当 34・1111内線 214

2階
11番

町では、町民の皆さまのまちづくりに関する評価や意識等を把握し、町の様々な取り組みの基礎資料とするために定期的に意識調査を行っています。

令和6年度に実施した調査の結果がまとまりましたので概要をお知らせします。調査にご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

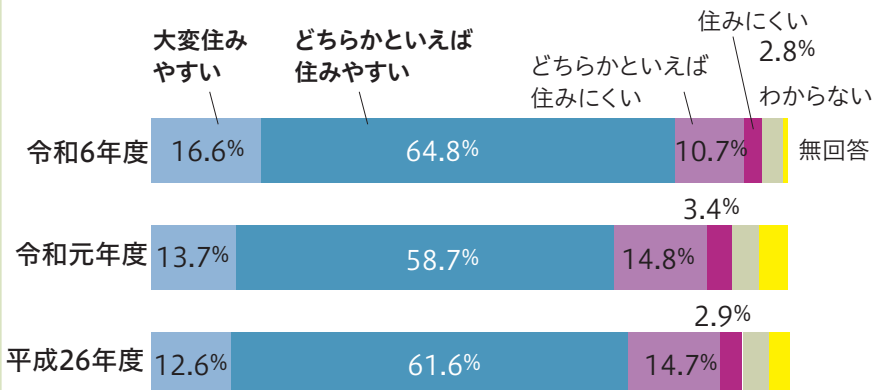
調査概要

調査地域	宮代町全域
調査対象	宮代町在住の満18歳以上の住民
抽出人数	2,000人
抽出方法	単純無作為抽出
調査方法	郵送調査、インターネット調査
調査期間	令和6年9月6日～30日
回答数	825人
回答率	41.3%



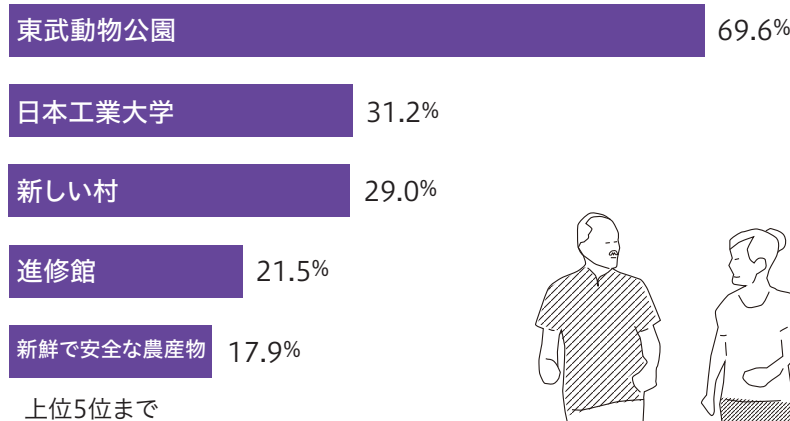
●町の住みやすさ

あなたは、宮代町の住みやすさを、どのように感じていますか



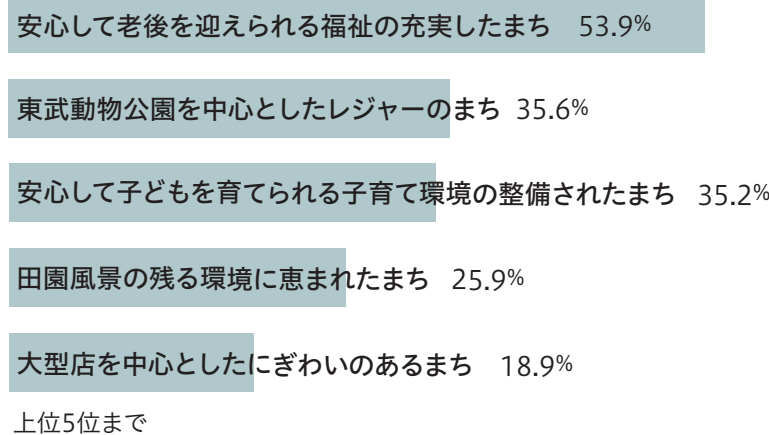
●活用すべき資源

今後、町の魅力の向上やにぎわいの創出を図っていくうえで、特に重視あるいは活用すべきと思う資源（宮代町の特長・強み）は何だと思いませんか。



●目指すべきまちづくりの方向性

あなたは、宮代町が今後どのようなまちづくりを目指すべきだと思いますか。



調査結果の詳細は報告書をご覧ください▶



宮代町では、バスやタクシー事業者が地域の公共交通として、町民の生活を支えています。

しかし、全国的な課題となっているバスやタクシー運転手の「なり手不足」や「高齢化」は宮代町においても例外ではありません。このままでは、運転手不足を理由に運行の維持が困難となる恐れがあります。

- ・町内循環バス
- ・高齢者等タクシー助成事業
- ・福祉タクシー

運転手として働きませんか？

町内を運行する循環バス・タクシー事業者では、運転手を積極的に募集しています！宮代町になくてはならない町内循環バスやタクシーの運転手として働きませんか？詳しくは、QRコードからそれぞれの会社の求人情報をご覧ください。

申問 管財担当 34・1111内線212

2階
11番

循環バス・タクシー
運転手さんが
不足しています



太平交通



杉戸タクシー



朝日自動車



シルバー人材センターで働いてみませんか？

申問 宮代町シルバー人材センター
37・1353



会員になりませんか？

宮代町シルバー人材センターでは、毎月第2火曜(休日の場合は順延)に町内在住の60歳以上の方を対象とした、シルバー人材センターを紹介する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。定年はありません！

入会説明会のご案内

日時 4月8日、5月13日、6月10日
(毎月第2火曜)
13時30分～(予約不要)
場所 シルバー人材センター
(山崎3番地)
対象 町内在住の60歳以上の方

楽しく安全に
自分のペースで働けます！

シルバー人材センターは利潤を目的としておらず、高齢者の安全に配慮し、危険・有害な仕事は引き受けませんので、楽しく安全に自分のペースで働くことができます。

▶こんな仕事をしています

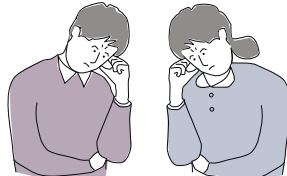


草刈り



スーパーのかご整理

企業・ご家庭での
困り事はありませんか？



- ・毎日発生する簡単な仕事をやる人がいない…
- ・雑務まで手が回らない…
- ・ちょっとした手助けが欲しい…

企業、公共団体、ご家庭などからの「こんな仕事頼めるかな？」を大募集！蛍光灯の交換、エアコンのフィルター清掃など、短時間の仕事もご相談ください。

国民健康保険、後期高齢者医療加入の皆さんへ

4月から人間ドック受診費用の補助金申請が変わります

申問 国保・後期担当 34・1111内線316

1階
5番

医療機関で人間ドックを受診した場合、申請により27,000円(上限)の補助が受けられます。4月から申請できる期間などが変わりますので、ご注意ください。

- 変更点①

変更前
変更後

申請できる期間が年度内になります
受診日の翌日から1年間を限度とする
受診した年度の3月末日までとする(年度内の申請が必要です)
- 変更点②

変更前
変更後

特定健診・健康診査との併用受診ができなくなります
同一年度内に特定健診・健康診査を受診した場合の補助金額は17,000円とする。
特定健診・健康診査を受診した年度内は、人間ドック受診費用補助の申請はできない。

※人間ドック補助金の支払い後、同じ年度に特定健診・健康診査を受診したことが明らかになった場合は、補助金を全額返還していただきますのでご注意ください。

人間ドック費用助成に
ついて詳しい内容は▶



後期高齢者医療の方



国民健康保険の方

带状疱疹予防接種

申問 保健センター 32・1122

带状疱疹予防接種は、4月1日から予防接種法に基づく定期接種となります。対象者は下記のとおりです。なお、50歳以上を対象とした带状疱疹任意予防接種の助成は、令和6年度をもって終了しました。

▶令和7年度定期接種の対象者

- ☞ 令和7年度65歳になる方
 - ☞ 令和7年度70、75、80、85、90、95、100歳になる方
 - ☞ 令和7年度において、101歳以上になる方
- ※対象者には、4月に個別通知します。

▶接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

▶ワクチンの種類・自己負担額

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2か月間隔で2回
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
予防効果	5年程度持続	10年以上持続
自己負担額	4,860円	1回につき18,060円

带状疱疹予防接種について詳しい内容▶



〈記事ID 24189〉